

社会福祉法人西予総合福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 軽費老人ホームの経営
- (ニ) 児童養護施設の経営
- (ホ) 養護老人ホームの経営
- (ヘ) 児童心理治療施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ニ) 相談支援事業の経営
- (ホ) 老人短期入所事業の経営
- (ヘ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ト) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (チ) 一時預かり事業の経営
- (リ) 放課後児童健全育成事業の経営
- (ヌ) 障害児通所支援事業の経営
- (ル) 老人居宅介護等事業の経営
- (ヲ) 病児保育事業の経営
- (ワ) 移動支援事業の経営
- (カ) 子育て短期支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人西予総合福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に

行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金を福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を愛媛県西予市宇和町久枝甲1 4 3 4 番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、外部委員3名、監事1名、職員1名、の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、1人当たりの各年度総額が5万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名
 - 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事、3名を常任理事とする。
 - 3 前項の常務理事及び常任理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、常務理事及び常任理事は、毎会計年度に4カ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員及び会計監査人の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第22条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第24条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第25条 運営協議会の委員は31名以内とする。

(運営協議会の委員の選任)

第26条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第27条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第28条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第29条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、常務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

（資産の区分）

第35条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第43条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第36条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、西予市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、西予市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第37条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了する

までの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第41条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第43条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業

- (2) 要介護認定申請にかかる訪問調査の受託
- (3) 介護予防・生活支援事業の受託
- (4) 地域生活支援事業の受託
- (5) 診療所の経営
- (6) 有償日常生活支援事業の経営
- (7) 法人後見事業
- (8) 訪問看護事業
- (9) 奨学資金貸与事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章 解散

(解散)

第44条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人に帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、西予市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を西予市長に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、社会福祉法人西予総合福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第48条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	高千穂 悌二郎
理 事	宇都宮 園 行
理 事	末 光 智
理 事	鋸 本七五三子
理 事	三 好 清
理 事	大 塚 健 吉
監 事	三 好 忠
監 事	国 和 春 光

別 表 （第 18 条第 2 項関係）

1. 定期預金 金 拾五萬円

2. 建 物

- (1) イ. 愛媛県西予市宇和町神領 5 3 4 番地所在の
鉄骨造瓦葺二階建
松葉学園 園舎 1 棟 (1,775.76 m²)
- ロ. 愛媛県西予市宇和町神領 5 3 4 番地所在の
軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
松葉学園いつとき館作業場 1 棟 (77.28 m²)
- (2) 愛媛県西予市宇和町神領 5 3 4 番地所在の
鉄骨造スレート葺平家建
松葉学園 作業棟 1 棟 (144.00 m²)
- (3) 愛媛県西予市宇和町卯之町 4 丁目 5 8 番地所在の
木造瓦葺平家建
松葉学園 自活訓練棟 1 棟 (50.51 m²)
- (4) 愛媛県西予市宇和町小野田 1 2 9 5 番地所在の
鉄筋コンクリート造スレート葺平家建
希望の森 園舎 1 棟 (1,395.51 m²)
- (5) 愛媛県西予市宇和町小野田 1 2 9 5 番地所在の
木造瓦葺二階建
希望の森 住居施設 1 棟 (435.36 m²)
- (6) 愛媛県西予市宇和町小野田 1 2 9 5 番地所在の
鉄骨造スレート葺平家建
希望の森 集会所 1 棟 (220.98 m²)
- (7) 愛媛県西予市宇和町久枝 7 5 1 番地所在の
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
希望の森 作業所 1 棟 (83.16 m²)
- (8) 愛媛県西予市宇和町卯之町 3 丁目 4 8 6 番地所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根二階建
うわまち南保育園 園舎 1 棟 (603.77 m²)
- (9) 愛媛県西予市宇和町卯之町 2 丁目 1 4 4 番地所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
うわまち東保育園 園舎 1 棟 (509.99 m²)
- (10) 愛媛県西予市宇和町田苗真土 1 6 1 7 番地所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
中川保育園 園舎 1 棟 (408.50 m²)
- (11) 愛媛県西予市宇和町新城 9 8 3 番地所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根スレート鋼板葺平家建
田之筋保育園 園舎 1 棟 (407.10 m²)
- (12) 愛媛県西予市宇和町皆田 1 1 0 5 番地所在の

- 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
下宇和保育園 園舎 1 棟 (350.00 m²)
- (13) 愛媛県西予市宇和町明間 1068 番地所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
明間保育園 園舎 1 棟 (318.67 m²)
- (14) 愛媛県西予市宇和町下松葉 177 番地 1 所在の
鉄筋コンクリート・木造スレート葺平家建
宇和保育園 園舎 1 棟 (733.53 m²)
- (15) 愛媛県西予市宇和町久枝甲 1442 番地 1 所在の
鉄筋コンクリート・木造スレート葺平家建
福祉の里デイサービスセンター 1 棟 (500.15 m²)
- (16) イ. 愛媛県西予市三瓶町皆江 2598 番地 1 所在の
木造瓦葺平家建
皆楽園 1 棟 (2,947.13 m²)
ロ. 愛媛県西予市三瓶町皆江 2598 番地 1 所在の
軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺二階建
皆楽園 研修施設 1 棟 (269.51 m²)
- (17) 愛媛県西予市宇和町久枝甲 1434 番地 1 所在の
鉄骨鉄筋コンクリート造かわらぶき平家建
松葉寮・ケアハウス「れんげ」 1 棟 (5,830.55 m²)
- (18) 愛媛県西予市明浜町狩浜 2 番耕地 1177 番地所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
あけはま荘 1 棟 (2,808.65 m²)
- (19) 愛媛県西予市明浜町狩浜 2 番耕地 1208 番地 4 所在の
鉄骨鉄筋コンクリート造かわらぶき 2 階建
ケアハウス「はまゆう」 1 棟 (1,943.07 m²)
- (20) 愛媛県西予市宇和町さくら 1 番地 82 所在の
木造スレートぶき平家建
あんしんの家 1 棟 (194.48 m²)
- (21) 愛媛県西予市宇和町田苗真土 1994 番地 1 所在の
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
ななほし中川 1 棟 (280.34 m²)
- (22) 愛媛県西予市宇和町田苗真土 1994 番地 1 所在の
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
グループホームうつのみやさんの家 1 棟 (220.99 m²)
- (23) 愛媛県西予市宇和町卯之町一丁目 347 番地 2 所在の
鉄骨造スレート葺平家建
松葉診療所 1 棟 (163.38 m²)
- (24) 愛媛県西予市三瓶町蔵貫浦 5 番 19 所在の
鉄筋コンクリート造瓦ぶき 2 階建

- 三楽園 1 棟 (1,501.94 m²)
- (25) 愛媛県西予市宇和町久枝甲 1 4 2 9 番地所在の
木造かわらぶき 2 階建
ひまわりの家 1 棟 (1,644.03 m²)
- (26) 愛媛県西予市宇和町卯之町一丁目 2 4 6 番地 6 所在の
鉄骨造陸屋根・かわらぶき 2 階建
開明の杜 1 棟 (2,623.11 m²)
- (27) 愛媛県西予市宇和町卯之町一丁目 2 3 8 番地 1 所在の
木造かわらぶき平屋建
うわまち未来こども園 1 棟 (1,508.57 m²)
- (28) 愛媛県西予市宇和町西山田 1 6 4 番地 1 所在の
鉄筋コンクリート造かわらぶき平屋建
石城保育園 1 棟 (564.00 m²)
- (29) 愛媛県西予市宇和町河内 1 6 8 番地所在の
木造かわらぶき平屋建
多田保育園 1 棟 (511.04 m²)
- (30) 愛媛県西予市明浜町高山甲 3 4 2 0 番地所在の
木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建
高山保育園 1 棟 (291.49 m²)
- (31) 愛媛県西予市宇和町河内 1 6 6 番地 1 の
木造スレート葺平屋建
グループホーム蘭 1 棟 (259.92 m²)
- (32) 愛媛県西予市宇和町河内 1 6 7 番地 1 の
木造スレートぶき 2 階建
グループホーム蘭 1 棟 (361.90 m²)

3. 土 地

- (1) イ. 愛媛県西予市宇和町神領 5 3 4 番所在の
松葉学園 敷地 (2,600.00 m²)
ロ. 愛媛県西予市宇和町神領 5 3 5 番 1 所在の
松葉学園 敷地 (668.55 m²)
ハ. 愛媛県西予市宇和町神領 5 3 6 番 1 所在の
松葉学園 敷地 (1,721.75 m²)
計 3 筆 (延面積 4,990.30 m²)
- (2) イ. 愛媛県西予市宇和町卯之町 4 丁目 5 6 番所在の
松葉学園 敷地 (967.99 m²)
ロ. 愛媛県西予市宇和町卯之町 4 丁目 5 7 番所在の
松葉学園 敷地 (241.25 m²)
ハ. 愛媛県西予市宇和町卯之町 4 丁目 5 8 番所在の
松葉学園 敷地 (870.97 m²)

- ニ. 愛媛県西予市宇和町卯之町4丁目59番所在の
 松葉学園 敷地 (692.21 m²)
 計4筆 (延面積 2,772.42 m²)
- (3) イ. 愛媛県西予市宇和町小野田1297番所在の
 希望の森 実習地 (3,371 m²)
 ロ. 愛媛県西予市宇和町小野田1298番所在の
 希望の森 実習地 (5,950 m²)
 計2筆 (延面積 9,321 m²)
- (4) 愛媛県西予市宇和町卯之町3丁目486番所在の
 うわまち南保育園 敷地 1筆 (1,253.41 m²)
- (5) 愛媛県西予市宇和町卯之町2丁目144番所在の
 うわまち東保育園 敷地 1筆 (2,788.50 m²)
- (6) 愛媛県西予市宇和町田苗真土1617番所在の
 中川保育園 敷地 1筆 (1,697.00 m²)
- (7) 愛媛県西予市宇和町皆田1105番所在の
 下宇和保育園 敷地 1筆 (1,430.00 m²)
- (8) イ. 愛媛県西予市宇和町久枝甲1440番1所在の
 福祉の里デイサービスセンター 敷地 (342.43 m²)
 ロ. 愛媛県西予市宇和町久枝甲1441番1所在の
 福祉の里デイサービスセンター 敷地 (206.56 m²)
 ハ. 愛媛県西予市宇和町久枝甲1442番1所在の
 福祉の里デイサービスセンター 敷地 (1,475.54 m²)
 ニ. 愛媛県西予市宇和町久枝甲1443番1所在の
 福祉の里デイサービスセンター 敷地 (2,330.02 m²)
 ホ. 愛媛県西予市宇和町久枝甲1444番1所在の
 福祉の里デイサービスセンター 敷地 (2,110.04 m²)
 計5筆 (延面積 6,464.59 m²)
- (9) 愛媛県西予市宇和町さくら1番82 所在の
 あんしんの家 敷地 1筆 (423.68 m²)
- (10) 愛媛県西予市明浜町狩浜2番耕地1184番1所在の
 特別養護老人ホームあけはま荘駐車場 敷地 1筆 (454 m²)
- (11) イ. 愛媛県西予市宇和町田苗真土1994番1所在の
 ななほし中川 敷地 (992.41 m²)
 ロ. 愛媛県西予市宇和町田苗真土2003番1所在の
 ななほし中川 敷地 (60.27 m²)
 計2筆 (延面積 1,052.68 m²)
- (12) 愛媛県西予市宇和町卯之町一丁目347番2所在の
 松葉診療所 敷地 1筆 (328.02 m²)
- (13) イ. 愛媛県西予市宇和町久枝甲1429番所在の
 ひまわりの家 敷地 (2,519 m²)

- ロ. 愛媛県西予市宇和町久枝甲 1 4 3 0 番 1 所在の
ひまわりの家 敷地 (747 m²)
- ハ. 愛媛県西予市宇和町久枝甲 1 4 3 1 番 1 所在の
ひまわりの家 敷地 (610 m²)
- ニ. 愛媛県西予市宇和町久枝甲 1 4 3 2 番 1 所在の
ひまわりの家 敷地 (579 m²)
計 4 筆 (延面積 4,455.00 m²)
- (1 4) イ. 愛媛県西予市宇和町河内 1 6 6 番地 1 所在の
グループホーム蘭 敷地 (752.39 m²)
- ロ. 愛媛県西予市宇和町河内 1 6 7 番地 1 所在の
グループホーム蘭 敷地 (772.74 m²)
計 2 筆 (延面積 1525.13 m²)

附 則 この定款は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。

(昭和 4 6 年 1 2 月 1 日申請、昭和 4 7 年 2 月 2 9 日厚生大臣認可)

昭和 4 7 年	3 月 2 6 日一部変更申請	昭和 4 7 年	3 月 3 0 日厚生大臣認可
昭和 4 8 年	1 0 月 2 0 日一部変更申請	昭和 4 9 年	3 月 2 3 日厚生大臣認可
昭和 5 2 年	7 月 3 1 日一部変更申請	昭和 5 4 年	1 月 5 日厚生大臣認可
昭和 5 6 年	3 月 2 日一部変更申請	昭和 5 7 年	7 月 1 4 日厚生大臣認可
昭和 5 6 年	3 月 2 日基本財産処分申請	昭和 5 7 年	8 月 1 6 日厚生大臣承認
昭和 5 9 年	2 月 6 日一部変更申請	昭和 5 9 年	3 月 3 1 日厚生大臣認可
昭和 6 0 年	1 月 2 3 日一部変更申請	昭和 6 1 年	3 月 3 1 日厚生大臣認可
昭和 6 0 年	1 月 2 3 日基本財産処分申請	昭和 6 1 年	3 月 3 1 日厚生大臣承認
昭和 6 1 年	2 月 1 3 日法人合併申請	昭和 6 1 年	3 月 3 1 日厚生大臣認可
昭和 6 3 年	5 月 1 8 日基本財産処分申請	昭和 6 3 年	7 月 5 日厚生大臣承認
昭和 6 3 年	7 月 2 5 日一部変更申請	昭和 6 3 年	9 月 1 0 日愛媛県知事認可
平成 2 年	7 月 3 0 日一部変更申請	平成 2 年	1 0 月 1 日愛媛県知事認可
平成 2 年	7 月 3 0 日一部変更届出	平成 2 年	1 0 月 1 日愛媛県知事受理
平成 3 年	4 月 1 6 日一部変更申請	平成 3 年	4 月 3 0 日愛媛県知事認可
平成 3 年	4 月 1 6 日一部変更届出	平成 3 年	4 月 3 0 日愛媛県知事受理
平成 4 年	1 月 1 0 日基本財産処分申請	平成 4 年	2 月 1 3 日愛媛県知事承認
平成 4 年	3 月 6 日一部変更申請	平成 4 年	3 月 1 6 日愛媛県知事認可
平成 4 年	6 月 5 日一部変更申請	平成 4 年	8 月 1 8 日愛媛県知事認可
平成 5 年	5 月 2 0 日一部変更申請	平成 5 年	7 月 2 日愛媛県知事認可
平成 6 年	1 月 1 3 日一部変更申請	平成 6 年	3 月 1 6 日愛媛県知事認可
平成 7 年	2 月 8 日一部変更届出	平成 7 年	3 月 3 日愛媛県知事受理
平成 8 年	3 月 2 7 日一部変更申請	平成 8 年	4 月 1 日愛媛県知事認可
平成 9 年	6 月 6 日一部変更申請	平成 1 0 年	2 月 2 日愛媛県知事認可
平成 1 1 年	6 月 7 日一部変更申請	平成 1 1 年	7 月 2 日愛媛県知事認可

平成11年	9月30日一部変更申請	平成12年	3月1日愛媛県知事認可
平成12年	3月27日一部変更申請	平成12年	3月30日愛媛県知事認可
平成12年	6月16日基本財産処分申請	平成12年	7月14日愛媛県知事承認
平成12年	8月11日一部変更申請	平成12年	8月21日愛媛県知事認可
平成13年	5月1日一部変更申請	平成13年	6月28日愛媛県知事認可
平成14年	12月27日一部変更申請	平成15年	2月13日愛媛県知事認可
平成15年	3月28日一部変更申請	平成15年	4月9日愛媛県知事認可
平成16年	3月30日一部変更申請	平成16年	4月26日愛媛県知事認可
平成16年	7月22日一部変更申請	平成16年	9月1日愛媛県知事認可
平成17年	4月7日基本財産処分申請	平成17年	4月22日愛媛県知事承認
平成17年	5月13日一部変更申請	平成17年	6月1日愛媛県知事認可
平成17年	7月15日一部変更申請	平成17年	8月5日愛媛県知事認可
平成17年	11月18日一部変更申請	平成17年	12月15日愛媛県知事認可
平成18年	5月8日一部変更届出	平成18年	5月26日愛媛県知事受理
平成18年	5月8日基本財産処分申請	平成18年	5月26日愛媛県知事承認
平成18年	11月2日一部変更申請	平成19年	1月12日愛媛県知事認可
平成19年	5月29日一部変更申請	平成19年	7月18日愛媛県知事認可
平成20年	3月18日一部変更申請	平成20年	3月25日愛媛県知事認可
平成20年	6月20日一部変更申請	平成20年	7月4日愛媛県知事認可
平成20年	6月20日一部変更届出	平成20年	7月4日愛媛県知事受理
平成21年	3月19日一部変更申請	平成21年	4月1日愛媛県知事認可
平成21年	6月17日一部変更申請	平成21年	7月9日愛媛県知事認可
平成22年	1月8日一部変更届出	平成22年	1月29日愛媛県知事受理
平成22年	5月28日一部変更申請	平成22年	6月7日愛媛県知事認可
平成23年	1月5日一部変更届出	平成23年	1月7日愛媛県知事受理
平成23年	3月25日一部変更申請	平成23年	4月1日愛媛県知事認可
平成23年	6月8日一部変更届出		
平成24年	10月16日一部変更申請	平成24年	11月1日愛媛県知事認可
平成25年	3月1日一部変更申請	平成25年	3月27日愛媛県知事認可
平成26年	2月24日一部変更申請	平成26年	3月14日西予市長認可
平成26年	3月19日一部変更申請	平成26年	3月26日西予市長認可
平成26年	6月10日一部変更届出		
平成26年	12月10日一部変更申請	平成26年	12月22日愛媛県南予地方局長認可
平成27年	3月3日一部変更申請	平成27年	3月10日愛媛県南予地方局長認可
平成27年	3月19日一部変更届出		
平成27年	9月30日基本財産処分申請	平成27年	9月30日愛媛県南予地方局長承認
平成28年	3月28日一部変更届出		
平成28年	3月28日一部変更申請	平成28年	3月28日愛媛県南予地方局長認可
平成28年	6月9日一部変更届出		
平成29年	1月11日一部変更申請	平成29年	2月3日愛媛県南予地方局長認可

平成29年 8月29日一部変更申請	平成29年 9月 4日愛媛県南予地方局長認可
平成30年 7月 4日一部変更届出	
平成30年 7月 4日一部変更申請	平成30年 7月10日愛媛県南予地方局長認可
平成31年 3月20日一部変更申請	平成31年 3月29日愛媛県南予地方局長認可
附 則 この定款は、平成31年4月1日から施行する。(平成31年3月29日認可)	
令和 元年 5月24日一部変更申請	令和 元年 5月31日西予市長認可
令和 2年 3月13日一部変更申請	令和 2年 3月27日西予市長認可
令和 2年 7月10日一部変更申請	令和 2年 7月13日西予市長認可
令和 3年 7月 8日一部変更申請	令和 3年 7月13日西予市長認可
令和 5年 7月11日一部変更申請	令和 5年 7月14日西予市長認可